

答申第 1192 号

諮問第 1855 号

件名：文書名が薬物乱用防止教室の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記に掲げる行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 7 年 7 月 3 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同月 9 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 行政文書開示請求の受付

審査請求人は、令和 7 年 7 月 3 日に愛知県警察本部情報公開窓口を訪れ、愛知県稲沢警察署（以下「稲沢警察署」という。）で保存する文書の開示を求める行政文書開示請求書を提出したが、同請求書の請求内容は①令和 6 年薬物乱用防止教室②少年事件処理簿 最新のもの（請求日現在 稲沢署のもの）と記載されており、同内容からでは文書の特定が困難であったことから、審査請求人に対して補正を求めたところ、審査請求人は同請求書に加筆し①文書名が令和 6 年薬物乱用防止教室②文書名が少年事件処理簿 最新のもの（請求日現在 稲沢署のもの）と補正したことから処分庁はこれを受け付けた（以下、この請求内容のうち「①文書名が令和 6 年薬物乱用防止教室」を「本件開示請求」という。）。

(イ) 本件請求対象文書の調査

本件開示請求の対象となる文書は、稲沢警察署において、令和 6 年中に作成又は取得した文書であって、「令和 6 年薬物乱用防止教室」

という表題の文書の開示を求めるものと解された。通常、このような表題の文書を保存するのは、少年の薬物乱用防止活動に関する文書の保存を目的として設定されている、「薬物乱用防止活動」ファイルと想定されたため、当該ファイル内の検索を実施した。

検索の結果、審査請求人が開示を求める本件請求対象文書と表題が一致する文書は存在しなかったため、本件請求対象文書は稲沢警察署において作成又は取得されておらず、管理していないものと結論づけられた。

イ 本件処分

前記(1)のアの(イ)とおり本件請求対象文書を管理していないため、処分庁は、条例第11条第2項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、本件処分を行った。

なお、本件開示請求以外の請求内容は、本件処分とは別に決定している。

ウ 審査請求の提起

審査請求人は本件審査請求書において、「稲沢署職員の説明によれば毎年開催しているとのことであるので文書は存在する。」と主張している。本件開示請求の記載内容に照らすと、薬物乱用防止教室が毎年開催されているので、本件請求対象文書が存在すると主張しているものと解された。

よって、薬物乱用防止教室の開催結果に関する文書について確認したところ、稲沢警察署で保存されている行政文書ファイル名「署員活動結果」の中に、薬物乱用防止教室の実施結果に関する文書が保存されていたが、審査請求人が開示を求める本件請求対象文書と表題が一致する文書はなかった。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、「稲沢署職員の説明によれば毎年開催しているとのことであるので文書は存在する。」として、本件請求対象文書は存在するので開示を求める旨主張しているが、一体何を開催しているのか、本件審査請求書の記載では定かではない。しかし、本件開示請求の記載内容に照らすと、薬物乱用防止教室が毎年開催されているので文書が存在すると主張しているものと解されるものの、そのことがなぜ「令和6年 薬物乱用防止教室」という特定の表題の文書名が存在する理由となるのか不明であり、請求人の主張には根拠がない。

さらに、前述したとおり、本件請求対象文書は作成又は取得されておらず、稲沢警察署において管理されていないことから、本件請求対象文書が存在しないとする本件処分に誤りはなく、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は「令和6年薬物乱用防止教室」という表題の文書であって開示請求日時点において稲沢警察署で管理するものであると解される。

(2) 本件請求対象文書の存否について

処分庁によれば、少年の薬物乱用防止活動に関する文書が保存されている行政文書ファイル名「薬物乱用防止活動」および薬物乱用防止教室の実施結果に関する文書が保存されている行政文書ファイル名「署員活動結果」を検索した結果「令和6年薬物乱用防止教室」という表題の文書は存在しなかったとのことである。

当審査会において行政文書ファイル名「薬物乱用防止教室」の保存文書目録を確認したところ「令和6年薬物乱用防止教室」という表題の文書は見当たらず、また、行政文書ファイル名「署員活動結果」の中にも本件請求対象文書の存在をうかがわせる事情は認められなかった。

これらのことを踏まえると、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

- ①文書名が令和6年薬物乱用防止教室
(請求日現在 稲沢署のもの)

(審査会の処理経過)

| 年 月 日 | 内 容 |
|---------------------------|------------------|
| 7 . 1 0 . 2 2 | 諮問（弁明書の写しを添付） |
| 8 . 3 . 2 3 (第723回審査会) | 処分庁職員から不開示理由等を聴取 |
| 同 日 | 審議 |
| 8 . 4 . 2 0 (第725回審査会) | 審議 |
| 8 . 5 . 2 6 | 答申 |